

1. 障害手帳等

① 身体障害者手帳 身

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認定された方に交付される手帳です。等級等に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

・ 障害等級

1 級から 6 級までの障害等級があり、1 級が最重度の等級となります。

(→参考資料⑤～⑦ページ)

肢体不自由については、7 級に該当する障害がありますが、身体障害者手帳を交付することができるのは障害が重複するなどして、6 級以上の総合等級に該当する場合です。

持ち物

各申請・届出には下記のもの（○印がついている持ち物）が必要です。

申請・届出内容	マイナンバーの書類 ※1	診断書 ※2	障害者手帳	注意事項
新規	○	○		障害者手帳交付までに 2、3 か月ほどかかります。
障害の追加・程度変更	○	○	○	
再認定	○	○	○	再認定の時期にご申請ください。
紛失	○			下記窓口へお問い合わせください。
破損	○		○	
氏名変更	○		○	
転入・転居	○		○	各種認定証、受給者証等の交付を受けている方は、それらもご持参ください。
転出	○		○	
返還	○		○	

※1 マイナンバーの書類とは以下の通りです。いずれかをご持参ください。

- ・ 個人番号カード（顔写真付きのカード）
- ・ 通知カード（自治体から送付されたカード）＋本人確認書類

《詳しくは参考資料④ページ参照》

※2 所定の診断書は障害福祉課に用意してあります。

事前に指定医師（身体障害者福祉法第 15 条に規定する医師）にご相談の上、ご来庁ください。

申請等窓口・問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

②療育手帳 療

知的障害児（者）として判定を受けた人に交付される手帳で、障害等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

・障害等級

①（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4段階の等級があります。

手帳の区分	①（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）
知能指数	20以下	21～35	36～50	51～70

※ 知能指数のほか、身辺処理能力、社会性などから総合的に判定します。

持ち物

各申請・届出には下記のもの（○印がついている持ち物）が必要です。

申請・届出内容	マイナンバーの書類※	療育手帳	注意事項
新規	○		事前に下記窓口へお問合せください。 母子手帳や通信簿など確認書類をお持ち頂く場合があります。なお、療育手帳交付までに2、3か月ほどかかります。
再判定	○	○	
転入	○	○	
紛失	○		下記窓口へお問い合わせください。
破損	○	○	
氏名変更	○	○	
住所変更	○	○	
転出	○	○	各種認定証、受給者証等の交付を受けている方は、それらもご持参ください。
返還	○	○	

※ マイナンバーの書類とは以下の通りです。いずれかをご持参ください。

- ・個人番号カード（顔写真付きのカード）
- ・通知カード（自治体から送付されたカード）＋本人確認書類

＜詳しくは参考資料④ページ参照＞

申請等窓口・問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
（18歳未満はこども福祉課 ☎2998-9223）

③精神障害者保健福祉手帳 精

統合失調症、そううつ病、非定型精神病等の精神疾患、てんかん、発達障害又は高次脳機能障害を有する方で、精神障害のため長期（初診から6ヶ月以上経過）にわたり日常生活又は社会生活に支障がある方を対象とした手帳です。

精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づき埼玉県知事が交付します。障害等級は、障害の程度により1級から3級まで区分されており、手帳を持つことで税制の優遇措置等を利用することができます（手帳の有効期間は2年）。

非該当になった場合は、不承認通知書が交付されます。

更新、再承認の場合、障害の状態を再審査して決定しますので、申請前の等級とは異なる場合もあります。

1級	精神障害の状態が、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の日常生活の用をすることができない程度のものである。
2級	精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。
3級	精神障害の状態が、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものである。

持ち物

各申請・届出には下記のもの（○印がついている持ち物）が必要です。

申請・届出内容	マイナンバーの書類 ※1	診断書または年金関係書類 ※2	精神保健福祉手帳	注意事項
新規	○	○		障害者手帳交付までに2、3か月ほどかかります。
程度変更	○	○	○	
再認定	○	○	○	有効期間の終わる3か月前から申請できます。
紛失	○			下記窓口へお問い合わせください。
破損	○		○	
氏名・住所変更	○		○	
転入・転居	○		○	転出先の申請等窓口へお問い合わせください。
転出			○	
返還			○	各種認定証、受給者証等の交付を受けている方は、それらもご持参ください。

※1 マイナンバーの書類とは以下の通りです。いずれかをご持参ください。

- ・マイナンバーカード〔個人番号カード〕（顔写真付きのカード）
- ・個人番号通知カード（自治体から送付されたカード）＋本人確認書類
 ≪詳しくは参考資料④ページ参照≫

※2 所定の診断書は保健センターこころの健康支援室に用意してあります。事前に主治医に作成を依頼してください。申請は、初診から6ヶ月以上経過していることが必要です。
年金関係書類でお手続きされる場合は、障害を理由とした年金の年金証書・直近の振込み通知書をご持参ください。

申請等窓口・問合せ 保健センター こころの健康支援室
 ☎ 2991-1812 Fax 2995-1178 (→5ページ)

≪次のようなときは、必ず各手帳の担当窓口まで届出をお願いします≫

- ①住所、氏名、保護者（18歳未満の障害者の場合）が変わったとき
- ②障害程度が変わったとき→再申請により障害等級が変更することがあります。
- ③本人が死亡したとき
- ④手帳を紛失、破損したとき

2. 相談・支援の窓口

市の窓口

① 所沢市役所 庁舎内 〒359-8501 所沢市並木1-1-1

高層棟1階

福祉総務課	戦没者遺族等の援護	☎ 2998-9113 Fax 2998-1147
障害福祉課	18歳以上の身体障害者福祉、知的障害者福祉	☎ 2998-9116 Fax 2998-1147
介護保険課	介護保険に関すること	☎ 2998-9420 Fax 2998-9410
高齢者支援課	高齢者への支援に関すること	☎ 2998-9120 Fax 2998-9138

低層棟1階

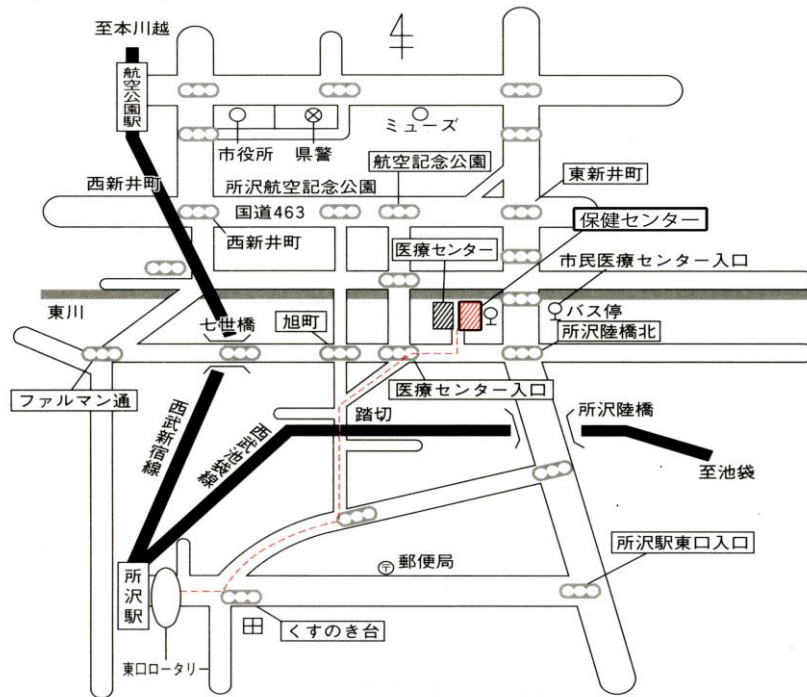
保健医療課	指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成の新規受付 歯科診療所あおぞら	☎ 2998-9385 Fax 2998-9061
国民健康保険課	国民健康保険、後期高齢者医療に関すること	☎ 2998-9131 (後期医療担当) 9218 Fax 2998-9061

高層棟2階

生活福祉課	生活保護	☎ 2998-9201 Fax 2998-9207
こども支援課	ひとり親家庭等自立支援、子ども・ひとり親家庭等医療費助成、児童手当・児童扶養手当、子育て支援の情報提供	☎ 2998-9124 Fax 2998-9035
こども福祉課	18歳未満の障害児福祉、特別児童扶養手当、サポート手帳の交付	☎ 2998-9223 Fax 2998-9035
保育幼稚園課	保育園等の入園、幼稚園の預かり保育、保育園入園児の発達相談	☎ 2998-9126 Fax 2998-9035

② 所沢市保健センター 〒359-0025 所沢市上安松 1224-1

健康管理課	予防接種（小児、成人）、がん検診、骨粗しょう症検診、成人歯科検診、結核検診、肝炎ウイルス検診	☎ 2991-1811 Fax 2995-1178
こころの健康支援室	18歳以上の精神障害者への支援、精神保健に関すること、自殺防止対策	☎ 2991-1812 Fax 2995-1178
健康づくり支援課	保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士による個別の相談・教育・訪問、障害を持つ方々の交流・つどい	☎ 2991-1813 Fax 2995-1178
こども家庭センター	妊娠届出、乳幼児健康診査、両親学級、プレママクラス、離乳食教室、妊娠から子育て期までのこどもや家庭に関するあらゆる相談、児童虐待の通告・相談	妊娠・出産担当 ☎ 2991-1820 母子保健担当 ☎ 2991-1817 こども相談担当 ☎ 2991-1824 栄養・歯科担当 (健康づくり支援課) ☎ 2991-1813 Fax 2995-1178



〔交通アクセス〕

所沢駅東口から徒歩 15 分

●ところバス「保健センター」下車

- ・所沢駅西口から 南路線・山口循環コース(左回り)、南路線・吾妻循環コース(左回り・右回り)
- ・航空公園駅東口から 東路線・松井循環コース(左回り)又は南路線・山口循環コース(右回り)
- ・東所沢駅から東路線・松井循環コース(右回り)
- 西武バス「市民医療センター入口」下車
- ・所沢駅東口3番乗り場から「航空公園駅」行、「上福岡駅西口」行、「西武バス所沢営業所」行
- ・航空公園駅東口3番乗り場から「所沢駅東口」行

障害手帳

相談・支援の窓口

手当・年金等

医療費の助成

税金・交通運賃等

在宅福祉サービス

社会参加・防災

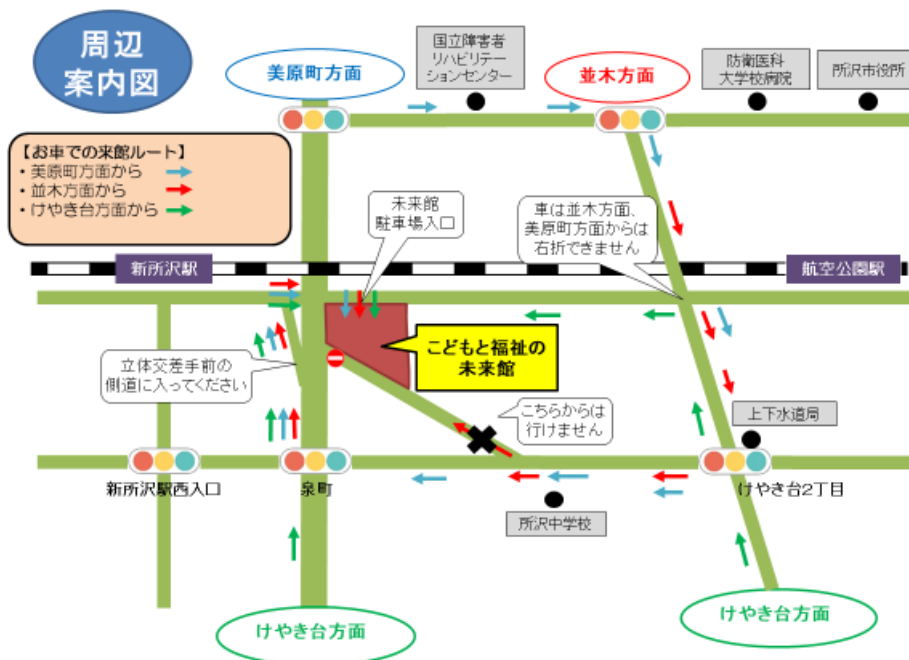
住宅・施設その他

③所沢市子どもと福祉の未来館 〒359-1112 所沢市泉町 1861-1

3階	地域福祉センター	地域福祉の推進、民生委員・児童委員、日本赤十字、り災見舞金 受付：平日 8:30～17:15	☎ 2922-2115 Fax 2922-2195
2階	子ども支援センター	子育て支援 エリア	交流施設（ひろば） 利用時間：9:30～16:00 （水曜日を除く） ☎ 2922-2117 Fax 2922-2197
		発達支援エリア （発達障害相談窓口など） 受付：9:00～18:00（水曜日を除く）	☎ 2922-2238 Fax 2922-2198
1階	地域福祉センター	福祉の相談窓口 受付：平日 9:00～18:00	☎ 2941-6366
		施設の貸出・利用登録 受付：9:00～21:00	☎ 2922-2116

※年末年始は休館となります。

※3階に所沢市社会福祉協議会の事務所があります。（→8 ページ）



【交通アクセス】

【電車】

西武新宿線

新所沢駅から徒歩約5分

航空公園駅から徒歩約10分

【ところバス】

西路線 新所沢・狭山ヶ丘コース 『子どもと福祉の未来館』下車

【車】

駐車場 67台分（障害者等用5台含む）

なお、周辺には一方通行等があります。

案内図をご参照ください。

県の窓口

①身体障害者更生相談所（埼玉県総合リハビリテーションセンター）

18歳以上の身体障害者の自立支援医療給付、施設入所などについて医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行っています。

問合せ 〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1

☎048-781-2222 Fax 048-781-2218

②知的障害者更生相談所（埼玉県総合リハビリテーションセンター）

知的障害者の施設入所などについて医学的、心理学的及び職能的判定を行い、相談・指導を行っています。

問合せ 上記①と同じ

③狭山保健所

保健衛生の向上と増進のため、乳幼児からお年寄りまでの健康等に関する相談や指導を行っています。

業務内容 ①病気の予防や健康に関する相談

②心身の発達に遅れが見られる子供に関する相談

③未熟児等に関する相談

⑦各種医療給付に関する相談

④心の健康相談

⑧麻薬・覚醒剤に関する相談

⑤エイズに関する相談や検査の実施

⑨遺伝相談

⑥難病に関する相談

⑩骨髄バンク事業

問合せ 〒350-1324 狭山市稲荷山 2-16-1

☎04-2954-6212 Fax04-2954-7535

☎04-2941-6557（指定難病担当）※随時（廃止時期未定）

④精神保健福祉センター

精神障害の発生予防、治療、社会復帰訓練等を総合的に行う施設です。診療と社会復帰訓練を受けるには、医師の紹介と予約が必要です。相談は原則として来所面接で、予約制です。

問合せ 〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2

☎ 048-723-3333 Fax 048-723-1550

⑤所沢児童相談所

18歳未満の児童の問題について家庭からの相談に応じ、医学的、心理学的判定を行い、それに基づいた指導や児童福祉施設への入所などを行っています。

問合せ 〒359-0042 所沢市並木 1-9-2 ☎2992-4152 Fax 2994-1420

⑥埼玉聴覚障害者情報センター

聴覚障害者の福祉に熱意のある相談員が、聴覚障害者の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています。

問合せ 埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館 2F

☎048-814-3353 Fax 048-814-3355

障害
手帳

相談・
支援の
窓口

手当・
年金等

医療費
の助成

税金・
交通運
賃等

在宅福
祉サー
ビス

社会参
加

防災

住宅・
施設・
その他

民間の窓口

① 所沢市社会福祉協議会

市民が主体となって地域の社会福祉を進めるため、各種活動を行っている民間の団体（社会福祉法人）です。

〒359-1112 所沢市泉町 1861-1（所沢市こどもと福祉の未来館内）

《所沢市こどもと福祉の未来館3階 窓口・事務所》

事業名	電話	FAX
企画総務課	04-2926-8202	04-2925-3419
地域福祉推進課 （地域福祉推進（CSW）、ボランティアセンター、生活支援体制整備事業、車いす短期貸出事業、共同募金、団体事務等）	04-2925-0041	

《所沢市こどもと福祉の未来館1階 福祉の相談窓口》（市等受託事業）

事業名	電話	FAX
あったかサポートセンター（生活困窮者自立相談支援事業）・生活福祉資金貸付	04-2968-3960	04-2923-4780
所沢市成年後見センター（※1）	04-2929-1711	
福祉サービス利用援助事業（※2）	04-2929-1711	
ところざわ就労支援センター	04-2921-9200	
所沢市基幹相談支援センター	04-2929-1705	
ところざわ障がい者相談支援センター	04-2929-1705	
所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所	04-2939-5064	

〒359-1115 所沢市御幸町 1-16-207（所沢スカイライズタワー）

事業名	電話	FAX
所沢地域包括支援センター	04-2926-4426	04-2926-4422

〒359-1111 所沢市緑町 1-6 プラザシティ新所沢けやき通り団地 18号棟 101号室

事業名	電話	FAX
所沢市ファミリー・サポート・センター	04-2921-0070	04-2921-0076
指定居宅介護支援事業所	04-2929-1702	04-2929-1712

〒359-0027 所沢市松郷 267-1（養護老人ホーム亀鶴園内）

事業名	電話	FAX
介護保険認定調査事務所	04-2937-5460	04-2937-5461

障害手帳

相談・支援の窓口

手当・年金等

医療費の助成

税金・交通運賃等

在宅福祉サービス

社会参加・防災

住宅・施設その他

事業名	電話	FAX
訪問介護事業所	04-2995-1176	04-2991-4691

※1 所沢市成年後見センター（成年後見事業）

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方について、ご本人の権利や財産を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。所沢市成年後見センターでは、成年後見制度に関するご相談をお受けしています。

※2 福祉サービス利用援助事業

判断能力の不十分な知的障害・精神障害のある方や高齢者などが安心して生活が送れるように、定期的にご訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

②相談支援事業

所沢市では、市内4つの社会福祉法人に、地域において生活支援を必要とする在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象（障害児及びその家族の方を含む）とした、相談支援業務を委託しています。相談支援事業所では、障害福祉分野の専門家が相談員として、福祉サービスの相談、障害者虐待の相談、福祉情報の提供、専門機関の紹介等を行っています。

問合せ 各相談支援事業所

事業所の名称/Eメールアドレス	所在地	電話及びFAX番号
藤の実会 さぼっと sapotto@fujinomi.jp	下新井 987-1 ぶらす内	TEL:2992-7888 FAX:2935-3555
皆成会 相談支援事業所こみゅーと c.s_soudan@fukusikaiseikai.or.jp	緑町 4-1-12	TEL:2008-3244 FAX:2924-3366
所沢しいのき会 地域生活支援センター所沢どんぐり t-shien@pure.ocn.ne.jp	北秋津 790-2	TEL、FAX どちらも 2993-8585
所沢市社会福祉協議会 所沢市基幹相談支援センター 1702j@toko-shakyo.or.jp	泉町 1861-1	TEL:2929-1705 FAX:2923-4780

③民生委員・児童委員

それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、適切な支援やサービスの「つなぎ役」として、活動しています。

問合せ 担当の民生委員について

〒359-1112 所沢市泉町 1861-1

所沢市子どもと福祉の未来館3F 地域福祉センター

☎2922-2115 Fax2922-2195

障害者団体等

障害手帳

相談・支援の窓口

手当・年金等

医療費の助成

税金・交通運賃等

在宅福祉サービス

社会参加・防災

住宅・施設・その他

① 市内の障害者団体

会員相互の交流・親睦を深めるとともに、障害者に関する福祉活動に取り組んでいる団体です。

団体名	代表者等	電話
所沢市身体障害者福祉会	休止中	
所沢市聴覚障害者協会	越後 靖一	Fax 2926-8968
所沢市手をつなぐ親の会	本橋 幸太郎	2943-2222
障害児者を守る所沢連絡会	楠田 房雄	2925-3334
所沢市視覚障害者福祉協会	矢野 善二郎	090-3574-3918
所沢蒼空会	熊谷 スミエ	2993-0615 Fax 2992-1928
失語症家族の会 所沢けやきの会 ※障害のある方はどなたでも入会できます。	刈込 久美子	2968-6066

② 市内のボランティア団体（所沢市社会福祉協議会に登録している団体）

問合せ 所沢市社会福祉協議会 ボランティアセンター

☎ 04-2925-0041 FAX 04-2925-3419

①公共職業安定所（ハローワーク）

就職について、求人、求職から就職後の相談までサービスを行なっています。

問合せ 所沢公共職業安定所

〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎

☎2992-8609 Fax 2992-2444

②障害者職業センター

障害者雇用に関する職業相談、職業評価、ジョブコーチを含む職場定着支援、職場復帰支援とそれらのフォローアップを専門的かつ総合的に行います。また、事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項について、助言その他の援助を行います。

問合せ 埼玉障害者職業センター

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1

☎048-854-3222 Fax 048-854-3260

③ところざわ就労支援センター

障害者の一般就労を促進するため、次のような活動をしています。

- ・就労（就職活動・就労継続）に関する相談
- ・就労関係機関と連携した地域のネットワークづくり
- ・企業に対する雇用・職場定着の相談・支援

問合せ 〒359-1112 所沢市泉町 1861-1 (所沢市こどもと福祉の未来館 1階)

☎2921-9200 Fax 2923-4780